7 子ども・子育て支援事業の推進

「6 施策の展開」に掲げた方向性に沿い、子ども・子育て支援法に規定された「教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制」の内容、実施時期等は次のとおりです。

(1)認定区分と対象事業

◆児童の認定区分

教育・保育事業の提供に当たり、次のとおり、客観的基準に基づき、その必要性を認定します。

区分	内容	主な利用施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所、認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

◆地域子ども・子育て支援事業(13事業)

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とし、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業等
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児保育事業(病児·病後児保育)
- ⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(2)提供区域の設定

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域(以下「提供区域」という。)は、『地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件』、『現在の教育・保育の利用状況』、『教育・保育を提供するための施設の整備の状況』を踏まえ、総合的に判断することとなっています。

本市では、第1期計画と同様に、次のとおり提供区域を設定します。

■教育・保育事業の提供区域

事業実績や人口推計、アンケート調査、必要量、既存施設の活用等を勘案するとともに、 供給体制の確保の視点から「市全域」を提供区域とします。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分	提供区域	考え方
1. 利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
2. 地域子育て支援拠点事業(地域子 育て支援センター)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
3. 妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
4. 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
5.養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
6. 子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
7. 一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
8.延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
9. 病児保育事業(病児・病後児保育)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
10. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
11. 放課後児童健全育成事業(放課後 児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を 踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
12. 実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。

(3)量の見込みと確保方策

【1】教育・保育施設の確保

教育・保育事業の「量の見込み(必要利用定員総数)」は、アンケート調査、現在の施設の利用状況及び今後の希望を踏まえ、次のとおり設定します。

また、「量の見込み」に対応できるよう、次のとおり、「教育・保育施設(%1)及び地域型保育事業(%2)による「確保方策」を定めます。

- ※1 教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)
- ※2 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

なお、児童の年齢は、下表のとおりとします。

認定区分	対象となる子ども	対象年齢
1号認定	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭	3~5歳
2号認定①	共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭	3~5歳
2号認定②	共働き家庭	3~5歳
3号認定	共働き家庭	0~2歳

■1号認定・2号認定①【3~5歳】(認定こども園・幼稚園を利用)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	63	62	63	62	61
確保方策(b)	60	64	64	64	64
実績値(c)	0	9	13	11	65
(p)-(c)	60	55	51	53	▲1

区分	'	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号	31	31	30	29	28
量の見込み	2号①	40	40	40	40	40
	計(a)	71	71	70	69	68
確保方	策(b)	210	210	210	210	210
(b)-	(a)	139	139	140	141	142

■2号認定②【3~5歳】(認定こども園、保育所を利用)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	697	690	722	710	693
確保方策(b)	989	985	985	985	985
実績値(c)	912	714	691	657	634
(b)-(c)	77	271	294	328	351

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	568	579	556	541	513
確保方策(b)	902	902	902	902	902
(b)-(a)	294	283	306	321	349

■3号認定【O歳】(認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	79	78	76	74	72
確保方策(b)	86	86	86	86	86
実績値(c)	89	97	78	74	59
(b)-(c)	▲3	▲ 11	8	12	27

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の	見込み(a)	56	52	48	45	43
	教育•保育施設	62	62	62	62	62
確保方策	地域型保育事業	11	11	11	11	11
唯体力束	認可外保育施設	4	4	4	4	4
	計(b)	77	77	77	77	77
	(b)-(a)	21	25	29	32	34

■3号認定【1~2歳】(認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	351	347	339	330	323
確保方策(b)	349	359	359	359	359
実績値(c)	204	372	334	320	328
(b)-(c)	145	▲13	25	39	31

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の	見込み(a)	322	303	291	284	277
	教育•保育施設	333	333	333	333	333
確保方策	地域型保育事業	22	22	22	22	22
唯体力束	認可外保育施設	6	6	6	6	6
	計(b)	361	361	361	361	361
	(b)-(a)	39	58	70	77	84

【2】教育・保育事業の充実

①教育・保育の一体的な提供と質の向上

アンケート調査では、幼稚園等での教育を希望する回答が一定数あることから、保育所においても、改正保育指針に沿い、教育・保育の一体的な提供に努めます。

また、広島県等と連携し、幼児教育・保育に関する調査・研究を行うとともに、多様な研修の企画と実施、相談支援など、職員の資質向上、支援体制の強化に取り組みます。

②小学校等との連携の促進

これまでも、各小学校区における幼保小、保小中高の連携に努めており、具体例として、保育や授業の相互参観、児童の交流、関係者の意見交換と指導の工夫、合同研修等があります。

特に平成30年度は保育所長と小学校長との合同研修会、令和元年度には幼保小連携・接続研修会などに取り組み、アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの作成・実施、保育・教育の相互理解を深める交流・意見交換を進めています。

また、幼児期における「子どもの育ち」について、各施設で指導要録等を整理し、就学時に小学校に伝え、活用する仕組みを整え、児童ごとの必要な配慮や情報の共有に努めています。

今後も、乳幼児期から生涯にわたる生きる力を育むため、幼保・小・中・高の共通認識と 連携の充実、個別計画の作成と実践に努めます。

③育児休業後の円滑なサービス提供

市内では、平成28年度に私立保育所(1所)が認定こども園に移行しています。

また、 $0\sim2$ 歳児への対応として、平成27年度に2所、平成29年度に1所の地域型保育事業所が開設されており、これら教育・保育施設の状況も踏まえながら、育児休業明けの保護者に必要な情報を提供するとともに、相談対応に努めています。

今後の児童数の推計から、 $0 \sim 2$ 歳児の施設利用の需要は、現状程度が見込まれることから、必要な量の確保に取り組みます。

④幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年10月に、3歳以上児を対象とした幼児教育と保育の無償化がスタートしたところですが、保護者の働き方などから、今後、教育・保育ニーズはますます多様化することが見込まれています。

当該無償化の影響等も考慮しながら、必要な保育士の確保などに努めます。

⑤発達障害を含む障害のある子どもへの支援

障害のある子どもへの適切な支援及び受入れ体制の充実として、公立保育所での専門研修、教育・保育施設への情報提供のほか、療育機関との連携による個別支援及び集団支援のあり方の研究に取り組んでいます。

また、広島県発達障害者支援センターの巡回相談事業、広島県発達障害地域支援体制マネジメント事業を活用し、職員のスキルアップ、指導・支援の充実に努めています。

小学校への入学時においては、対象児童の特性を理解するとともに、適切な支援を継続するため、関係者による移行支援会議や相互の施設訪問等を行っています。

今後においても、特別支援学校の教育機能や支援機能の情報、障害特性や適切な支援の あり方を保護者、保育士、教員などの関係者が共有し、対象児童とって最適な教育環境の 提供に取り組みます。

一方、発達障害が正しく理解されていない場面があることも否定できず、保護者や家族 のみならず、地域全体での理解促進、意識啓発を進める必要があります。

集団対応については、教育・保育施設に限らず、放課後児童クラブ、放課後子供教室における環境整備や人的配置、専門研修等のほか、必要に応じて他の事業と連携を図るなど、合理的配慮に基づくサービスの提供に努めます。

さらに、医療的ケアが必要な児童の受け入れについては、専門機関からの助言・指導を 得て、施設改修、職員の配置を含め、適切に対応します。

⑥教育・保育アドバイザーの活用

国は、教育・保育の質の向上、子どもの発達支援、学校教育との学びの連続性を保障する観点から、教育・保育に関する専門性を有する指導主事や教育アドバイザーの確保を求めています。

広島県では、県内市町に教育アドバイザーを派遣する事業に取り組んでおり、引き続き、 当該事業の積極的な活用に取り組みます。

⑦教育・保育の施設整備

公立施設については、令和元年度末に西城保育所の移転新築を完了するとともに、老朽 化の状況や施設環境に応じ、必要な修繕、改善を行うよう計画しています。

また、病後児支援事業の全域展開を検討していることから、要件を満たす施設については、専用保育室の整備に取り組みます。

【3】地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、アンケート調査、現在の利用状況及び今後の希望を踏まえ、次のとおり設定します。

また、「量の見込み」に対応できるよう、次のとおり、「確保方策」を定めます。

①利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施 場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

【方向性】

本事業は、1か所で母子保健型と基本型を一体的に実施します。

②地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

事業概要	対象年齢
地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・子育て相談を行う。	0歳~2歳

単位:人回/月

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	1,620	1,580	1,540	1,500	1,450
確保方策(b)	1,620	1,580	1,540	1,500	1,450
実績値(c)	1,620	1,961	1,362	1,547	1,944
(b)-(c)	0	▲381	178	▲ 47	▲ 494

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回/月)	2,043	1,941	1,868	1,816	1,764
確保方策(か所)	12	11	11	11	11

【方向性】

本事業は、子育て家庭、地域住民に交流の場を提供するとともに、育児相談や発達相談などの機会を設け、母子保健との連携による事業として、市内10か所で実施しています。なお、主に発達支援にかかる相談支援事業も、市内2か所で行っています。

一方、実施場所は、老朽化が認められる施設も多いことから、施設改修、他施設の活用なども検討しながら、効率的・効果的な事業推進に努めます。

③妊婦健康診査

事業概要	対象年齢
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、	
「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査	
を実施する。	
【国が示している妊婦健康診査の実施基準】	妊婦
◆妊娠初期より妊娠 23 週(第6月末)まで : 4週間に1回	
◆妊娠 24 週 (第 7 月) より妊娠 35 週 (第 9 月末)まで : 2 週間に 1 回	
◆妊娠 36 週 (第 10 月) 以降分娩まで : 1 週間に 1 回	
※上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度	

単位:人数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	223	215	207	199	190
確保方策(b)	223	215	207	199	190
実績値(c)	224	196	213	175	190
(b)-(c)	▲ 1	19	▲6	24	0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	196	190	185	180	175
確保方策(b)	196	190	185	180	175
(b)-(a)	0	0	0	0	0

単位:回数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	3,122	3,010	3,898	2,786	2,660
確保方策(b)	2,122	3,010	2,898	2,786	2,660
実績値(c)	2,747	2,408	2,500	2,130	2,660
(b)-(c)	▲625	602	398	656	0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	2,251	2,195	2,133	2,072	2,018
確保方策(b)	2,251	2,195	2,133	2,072	2,018
(b)-(a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、母子保健における重点事業として、引き続き取り組みます。

また、妊娠・出産期からの継続的な支援という視点をもって、母子保健の知識の普及、 妊産婦等への保健指導などに努めます。

4.乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	対象年齢
生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環	0.45
境等の把握を行う。	0歳

単位:人/年

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	229	223	215	207	199
確保方策(b)	229	223	215	207	199
実績値(c)	229	223	211	203	199
(p)-(c)	0	0	4	4	0

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	188	183	178	173	168
確保方策(b)	188	183	178	173	168
(b)-(a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、対象家庭の生活状況を確認するとともに、安心できる場所での相談支援であることから、専門職員による事業実施に見直すなど、充実に努めます。

⑤養育支援訪問事業

事業概要	対象年齢
養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。	養育支援の 必要な家庭

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)		-	_	_	_
確保方策(b)	_	_	_	_	_
(b)-(a)	_	_	_	_	_

【方向性】

本事業では、子育てへの不安感が高い家庭や、配慮が必要な家庭など養育支援が必要な家庭を訪問して、具体的な養育の相談、助言や指導など必要な支援を行います。

育児家事援助などのニーズに対応できる必要な体制を確保する取組の検討を行います。 また、同事業をはじめ、支援の必要な家庭の支援に資するため、要保護児童対策地域 協議会の機能強化に取り組みます。

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要		
保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に	0 # - 10 #	
困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。	0歳~18歳	

単位:人/年

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	_	_	_	_	_
確保方策(b)	_	_	_	_	_
実績値(c)	_	_	_	_	_
(b)-(c)	_	_	_	_	_

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	_	_	_	_	_
確保方策(b)	-	_	_	_	_
(b)-(a)	_	_	_	_	_

【方向性】

本事業は、児童を一時的に預かり養育を行うための必要な事業ですが、市内に実施事業所がないため、他の子育て支援事業や広島県こども家庭センターとの連携による同種の事業で対応します。

⑦-1 幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業

事業概要	対象年齢
幼稚園又は認定こども園の在園児が利用する一時預かり事業。通常の利用時間を越えて認定	0 # . 5 #
こども園や幼稚園で保育を行う。	3歳~5歳

単位:人日/年

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	8,800	8,580	8,734	8,536	8,360
確保方策(b)	8,470	16,060	16,060	16,060	16,060
実績値(c)	8,800	1,190	2,905	2,589	3,789
(b)-(c)	▲330	14,870	13,155	13,471	12,271

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	7,598	7,739	7,458	7,271	6,910
確保方策(b)	7,598	7,739	7,458	7,271	6,910
(b)-(a)	0	0	0	0	0

⑦-2 保育所等における一時預かり事業

事業概要	対象年齢
保護者の疾病や冠婚葬祭などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となっ	0 # - 5 #
た乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる。	0歳~5歳

単位:人日/年

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	254	249	248	242	237
確保方策(b)	254	249	248	242	237
実績値(c)	254	703	376	184	410
(b)-(c)	0	▲ 454	▲128	58	▲173

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	2,424	2,385	2,297	2,236	2,148
確保方策(b)	2,424	2,385	2,297	2,236	2,148
(b)-(a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、保護者のニーズに応じ、教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業の実施場所において実施します。

⑧延長保育事業

事業概要	対象年齢
教育・保育施設において、保育の必要性に応じて標準時間(11 時間)、短時間(8 時間)と認定	0 % - 5 %
した保育時間を超える保育が必要な子どもに対し保育時間を延長し、保育を行う。	0 歳~5 歳

単位:人

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	843	842	823	805	788
確保方策(b)	870	870	870	870	870
実績値(c)	843	731	707	631	631
(b)-(c)	27	139	163	239	239

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	583	540	513	483	468
確保方策(b)	583	583	583	583	583
(b)-(a)	0	43	70	100	115

【方向性】

本事業は、保護者の多様な勤務形態に対応できるよう体制の維持に努めており、今後も、職員確保に留意しながら、サービスの提供・拡充に取り組みます。

⑨病児保育事業(病児・病後児保育)

事業概要	対象年齢
病気の回復には至っていないが当面症状の急変のおそれのない児童(病児)や、病気回復期に	C 本 日 - C 左 牛
ある児童(病後児)で、集団保育が困難な児童を一時的に保育する。	6か月~6年生

単位:人日/年

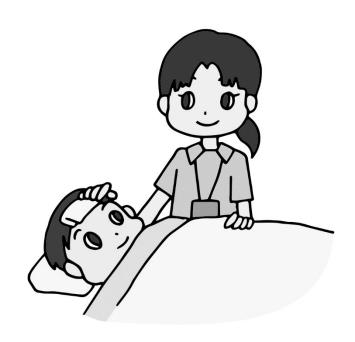
区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	124	122	122	119	116
確保方策(b)	481	481	481	481	481
実績値(c)	10	15	13	183	369
(b)-(c)	471	466	468	298	112

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	389	409	429	449	469
確保方策(b)	389	409	429	449	469
(b)-(a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、平成30年度に公設小児科診療所に併設する病児・病後児保育施設「わらべ保育室」を設置し、小児科医師との連携により、充実した内容で実施しています。

また、私立小奴可こども園が専用保育室を整備し、病後児保育に取り組まれています。 ただ、広大な市域面積を有する本市では、当該2施設のみでの対応には困難な面があることから、看護師を配置した指定管理保育所等での「病後児支援事業」に取り組んでおり、対象保育所の拡充に努めます。



⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要	対象年齢
子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものが会員登録をして、相互援助	0 类。 6 年出
活動に関する連絡、調整を行う。	0歳~6年生

単位:人日/年

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	560	560	560	550	540
確保方策(b)	560	560	550	550	540
実績値(c)	1,262	314	182	229	295
(b)-(c)	▲702	246	368	321	245

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	200	200	200	200	200
確保方策(b)	200	200	200	200	200
(b)-(a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、地域の皆さんの理解と協力を得て、核家族などの子育て家庭を支える事業ですが、低年齢保育の充実や援助を行う提供会員の高齢化などにより、稼働率が減少傾向にあります。

しかし、保育施設が利用できない休所日など、必要な場合も少なくないことから、提供会員の確保と事業の周知に努めます。

印放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要	対象年齢
就労等により昼間に保護者のいない家庭の小学生に、放課後や長期休業中に遊びと生活の場	1年4、6年4
を提供する事業。	1 年生~ 6 年生

単位:人

区分	•	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	低学年	400	400	400	390	380
量の見込み	高学年	160	160	160	160	160
	計(a)	560	560	560	550	540
	低学年	400	400	390	390	380
確保方策	高学年	160	160	160	160	160
	計(b)	560	560	550	550	540
実績値	(c)	560	689	685	707	749
(b)-(d	5)	0	▲129	▲135	▲157	▲209

区分	}	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	低学年	352	334	331	306	314
量の見込み	高学年	351	350	342	364	344
	計(a)	703	684	673	670	658
確保方	策(b)	703	684	673	670	658
(b)-((a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもが安全・安心に過ごせる居場所として重要な役割を担っており、登録児童の割合は上昇傾向で推移しています。

こうした中、特に需要の高い夏季休業期間などにおいても、利用できない児童を生じないよう、支援員と利用可能な施設の確保に努めます。

また、支援員のスキルアップや専門機関との連携により、配慮が必要な児童の受入れ についても、可能な範囲での対応に取り組みます。

なお、老朽化が認められる実施施設もあることから、移動の負担や安全面にも配慮しながら、設置場所を含めた整備計画を策定します。

迎実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用又は給食にかかる副食材料費について、保護者の世帯の所得状況等を勘案して、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う。

単位:人

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み(a)	7	7	7	7	7
確保方策(b)	7	7	7	7	7
実績値(c)	0	0	0	0	51
(p)-(c)	7	7	7	7	▲ 44

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	51	51	51	51	51
確保方策(b)	51	51	51	51	51
(b)-(a)	0	0	0	0	0

【方向性】

本事業は、幼児教育・保育の無償化に伴う新制度未移行の私立幼稚園を対象とした副食材料費の助成事業であり、国の実施要綱に基づき適切に対応します。

その他の費用に対する助成については、本市の基準に基づいて実施します。

③多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した 特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

【施策の展開】

本事業については、本市の実情や必要に応じて検討します。

(4) 放課後児童の見守り支援

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量(再掲)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	703	684	673	670	658
提供体制の確保	703	684	673	670	658
施設数	11 か所	10 か所	10 か所	9 か所	9 か所

②放課後子供教室の令和6(2024)年度までの実施計画

現状:平成 31(2019)年度	
実施校数 9 校	
9 教室	



目標: 令和6(2024)年度 実施校数 9 校(すべての小学校) 13 教室

③放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携の具体的な方策

放課後子供教室の運営は、自治振興区に委託しているため、同一施設での実施が難しい場合があることから、連携型を基本としつつ、場所や設備などの条件が整った学校については、一体型の実施についても検討します。

一体型の目標事業量

現状:平成 31(2019)年度
0 か所



目標:令和6(2024)年度	
3 か所	

④ 放課後児童クラブ、放課後子供教室の実施場所に関する方策

これまでも、小学校の体育館や余裕教室を利用し、放課後児童クラブを実施している場合があることから、引き続き、学校施設の状況や地域の実情に応じて協議を進めます。 また、近隣の公共施設の活用、新築を含めた放課後児童クラブ整備計画を策定し、計画

的な施設整備・環境改善に取り組みます。

⑤放課後児童クラブと放課後子供教室の実施に係る庁内の連携に関する方策

市長と教育委員会が、相互の責任範囲を明確にした協定書を締結するとともに、担当課長と学校長が申し合わせ事項書を交わし、放課後児童クラブと放課後子供教室を実施しています。

⑥特別な配慮が必要な児童への対応に関する方策

配慮が必要な児童については、学校等と連携し、可能な範囲で対応しています。 今後も児童の状況、実施環境、支援体制などを踏まえながら、関係機関と連携し、適切 な対応に努めます。

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開設時間延長の取組

現在、18時30分までの開設としていますが、延長保育(19時30分まで)の状況、保護者の勤務形態を考慮し、開設時間の延長を検討します。

⑧地域とともに子どもを育てる取組

本市の放課後児童クラブでは、各地域の特性を生かした生涯学習事業や地域力醸成事業などの体験活動に取り組んでいます。

今後においても、地域が一体となった児童の育成支援を進めるため、当該体験活動を放課後子供教室の単独事業、又は放課後児童クラブと放課後子供教室の連携型事業若しくは一体型事業として継続実施するよう協議・調整を行います。

